

飲食店の皆様へ

改正健康増進法に基づいた、受動喫煙対策の点検をお願いいたします

二人以上の方が利用する施設、飲食店等は、原則 **屋内禁煙** です。

下記項目の点検をいま一度行ってください。

対策が不十分のところがあれば、至急対応をお願いいたします。

**2020年
4月1日から**

飲食店の皆さんが 取り組まなければならない“受動喫煙対策”

☐	屋外に喫煙場所を設ける場合、お店の出入口付近等を避けている。 (施設管理権限者に、望まない受動喫煙を防ぐ配慮が義務付けられています)
☐	屋内で喫煙させる場合、用途に応じ、煙の流出防止基準※1を満たす喫煙室を設置している。 ※1 たばこの煙の流出防止にかかる技術的基準 i 出入口において室外から室内に流入する空気の気流が0.2m毎秒以上であること ii たばこの煙(蒸気を含む。以下同じ。)が室内から室外に流出しないよう、壁、天井等によって区画されていること iii たばこの煙が屋外又は外部に排気されていること
☐	喫煙室の種類に応じた標識を店舗入口と喫煙室入口に掲示している。 (詳細は裏面へ)
☐	喫煙可能エリアに20歳未満の者(客・従業員ともに)を立入禁止にしている。
☐	経過措置※2を受け、店内の全部または一部を喫煙可能とする場合、市へ届け出ている。 ※2 経過措置の喫煙可能室 既存特定飲食提供施設(既存の経営規模の小さな飲食店)に限り、喫煙室の種類に応じた標識を 掲示することにより、店内で喫煙が可能(店内の全部または一部)とされる経過措置。

※3 既存特定飲食提供施設の要件

- ☐ 2020年4月1日時点で営業している
- ☐ 資本金または出資の総額が5,000万円以下
- ☐ 客席面積が100㎡以下

喫煙可能室を設置する場合、
市へ届出が必要です。(郵送でも受付)



様式
ダウンロード
できます。

屋内禁煙のアピールに岡山市の
「空気のおいしい施設」
ステッカーをご申請ください!



(電子申請フォーム)



【問合先】岡山市保健所 健康づくり課 健康増進係 (086) 803-1263

令和7年3月印刷

各種喫煙室について

※標識のダウンロードは厚生労働省HPからできます

	「店」の 出入口に掲示	「喫煙室」の 出入口に掲示	できること	設置範囲
喫煙専用室			・喫煙が可能 ・飲食等の提供不可	・施設の一部に設置可
指定たばこ専用喫煙室			・加熱式たばこのみ喫煙可能 ・飲食等の提供可能	・施設の一部に設置可
喫煙可能室(店)			・喫煙が可能 ・飲食等の提供可能 経過措置	・施設の全部又は一部に設置可 ※既存特定飲食提供施設のみ※³ (要件は表面をご確認ください)
喫煙目的室(店)			・喫煙が可能 ・飲食等の提供可能	・施設の全部又は一部に設置可 ※喫煙目的施設のみ (要件は下記をご確認ください)

喫煙目的室(店)の要件



- ・たばこの対面販売(出張販売を含む。)をしていること。
(製造たばこの小売販売業の許可を得た者が営業を行う場所又は出張販売の許可を受けた場所においてたばこを販売すること。自動販売機のみによる販売は該当しない。)
- ・設備を設けて客に飲食をさせる営業(「通常主食と認められる食事」を主として提供するものを除く。)を行うものであること。

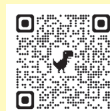
財政支援の情報

受動喫煙防止対策助成金【国】

本助成金は、既存特定飲食提供施設(表面※3)を営む中小企業事業主が受動喫煙防止対策を実施するために必要な経費のうち、一定の基準を満たす喫煙室等の設置などにかかる工費、設備費、備品費、機械装置費などの経費に対して助成を行う制度です。

生衛業受動喫煙防止対策助成金【国】

上記助成金の対象とならない生衛事業者の方は、右記からご参照ください。



もっと詳しく知りたいときは
厚生労働省ホームページ

「なくそう!望まない受動喫煙」

喫煙禁止場所で喫煙をしたり、施設の管理権限者が改正法の義務に違反すると、
罰則が課せられることがあります。